

令和6年度第1回かながわつながりネットワーク (神奈川県版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム)

令和6年5月23日

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部生活援護課

1. 当ネットワークの目的及び活動について

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。

働き方の多様化
ワーキングプアの増加
企業福祉の縮小

過疎化や高齢化
地域組織の衰退

少子高齢化
単身世帯の増加

学校生活だけでの
つながりの必要性

会社とのつながり
雇用の保障や
手厚い福利厚生

地域とのつながり
地域の互助組織や
支えあい

家族とのつながり
家族や親族などによる
援助

学校でのつながり
教員や友人との
出会いと支えあい

- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数が令和2年に
11年ぶり増加へ転じ
以後、横ばい

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的 概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的 概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

→ 孤独と孤立は密接に結びついているが、

- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

風邪をひく

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

【孤独・孤立】

免疫力が低下している

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

【複雑化・深刻化】

風邪が悪化して重症化

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄） ...など

各種支援制度、
相談窓口等による
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？

孤独・孤立の状態にならないためには？

→ 日常にある「つながり」が必要

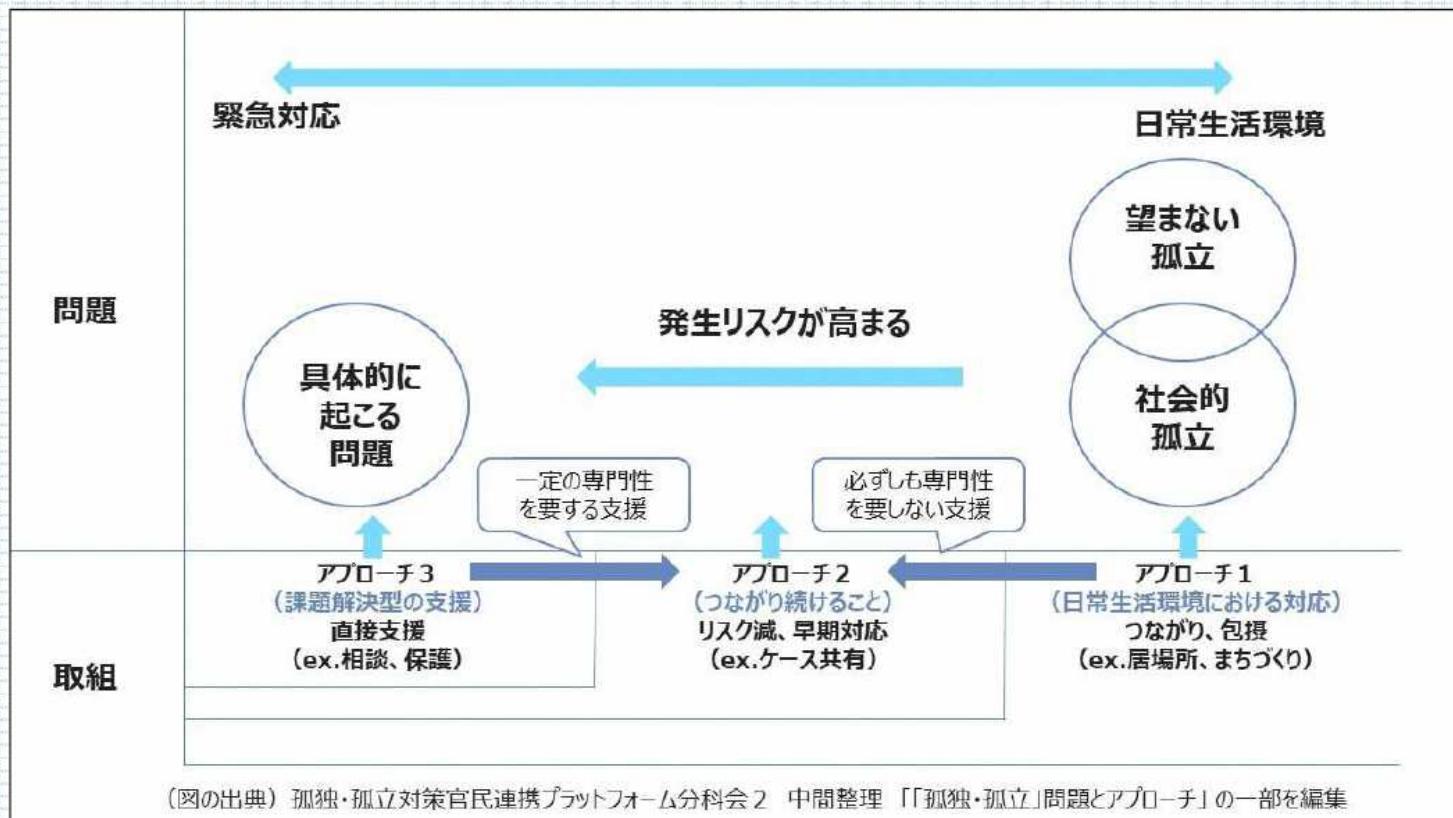
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」の観点

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(図の出典) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2 中間整理 「「孤独・孤立」問題とアプローチ」の一部を編集

内閣府孤独・孤立対策推進室提供資料より抜粋

(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

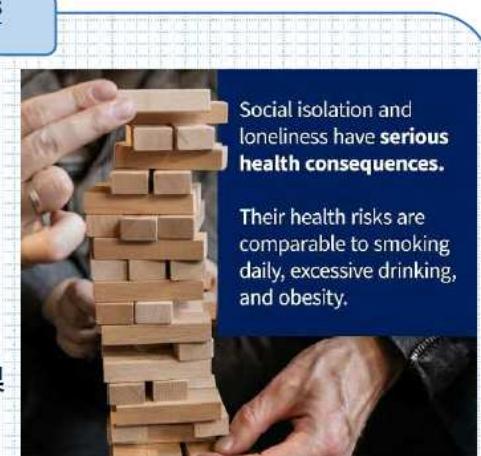
- ・社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness 「Combatting loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斎藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか (2015) 日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
(（株）野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



World Health Organization



WHO Commission on Social Connection

“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◆ ポピュレーションヘルス

- ・感染症への予防行動など

◆ コミュニティ・セーフティ

- ・住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◆ 経済的豊かさ

- ・雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◆ 災害への備えとレジリエンス

- ・訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◆ 市民参画

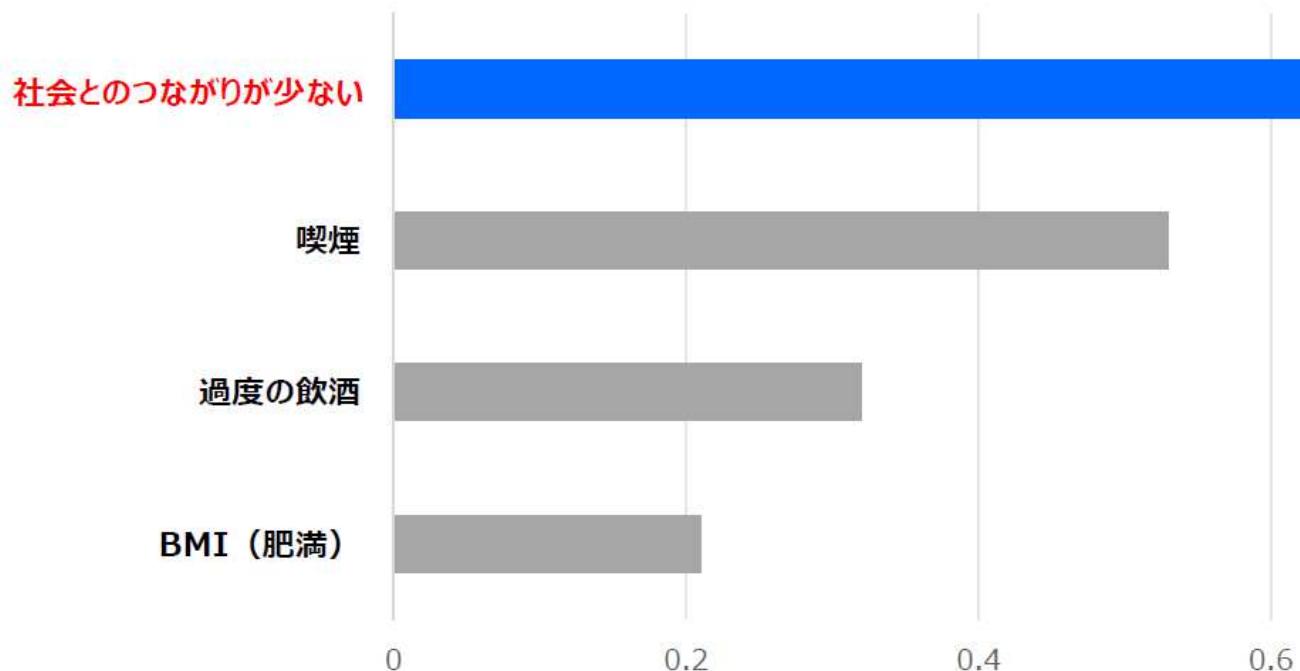
- ・「公共の关心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

内閣府孤独・孤立対策推進室提供資料より抜粋

(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人ととのつながり」に関する研究②

生活様式が死亡率に与える影響



Holt-Lunstad J, Smith TB, Layton JB (2010) Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review.
PLoS Med 7(7): e1000316. <https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1000316>

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より①

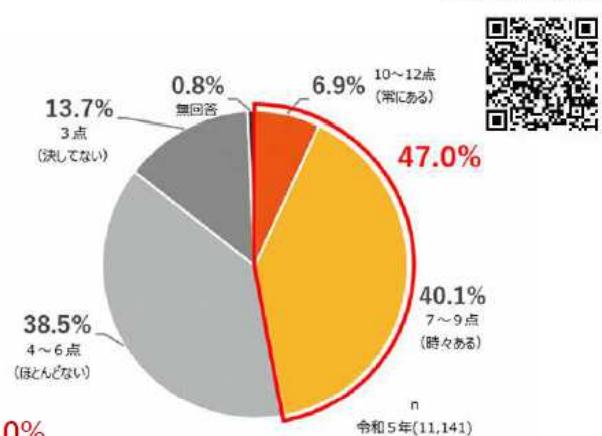
約4～5割の人が孤独を感じている

問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じことがありますか。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |

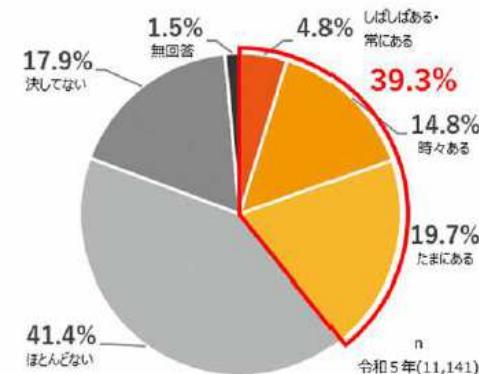
・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**



あなたはどの程度、孤独であると感じことがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が**39.3%**



※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。
「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より②

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の入」としています

孤独・孤立について（まとめ）

孤独・孤立の問題は、個人の問題ではなく社会全体の問題。

孤独・孤立対策とは、「つながりづくり」。つながりは、あらゆる分野で必要とされている。

孤独・孤立に取り組む必要性や対策は、福祉分野だけのものじゃないんだ！

孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリノ



内閣府孤独・孤立対策推進室提供資料より抜粋

孤独・孤立対策の重点計画（基本理念・目指すべき姿・基本方針）

孤独・孤立対策の基本理念・目指すべき姿

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応
 - (2) 当事者や家族等の立場に立って、施策を推進
 - (3) 当事者や家族等が信頼できる人と対等につながり、人と人との「つながり」を実感できる施策を推進
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり
- 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1)孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ①孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ②支援情報の発信（ウェブサイト等）
 - ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2)状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
 - ①相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等）
 - ②人材育成等の支援
- (3)見守り・交流の場や居場所を確保、
人と人との「つながり」を実感できる地域づくり
 - ①居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ②アウトリーチ型支援
 - ③「社会的処方」の活用
 - ④地域における包括的支援体制
- (4)孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ①NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援）
 - ②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策の重点計画

（令和4年12月26日改定）

孤独・孤立対策推進会議決定

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku/r04/index.html



(参考) 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおり。自治体における取組の検討の際の参考として御覧いただきたい。

分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

分科会2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→



【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の連携の観点からの整理。

分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」(#9999) の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

内閣府孤独・孤立対策推進室提供資料より抜粋

孤独・孤立対策の重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

(1)孤独・孤立に至っても 支援を求める声を上げやすい社会とする

- 孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人にに対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】



(3)見守り・交流の場や居場所を確保、 人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- 子どもの居場所づくり支援【子ども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者の見守り活動等の推進【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひとりごもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援（地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した支援）【内閣府】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】

孤独・孤立対策推進法①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

→地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、お互いに学び合いそれぞれのエンパワーメントを目指す「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない多様な主体の参画
(例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる)

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくりの方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから

具体的の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

→個々の当事者等への具体的の支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的、
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)

内閣府孤独・孤立対策推進室提供資料より抜粋

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」(#9999) の試行

人材の確保（第12条）

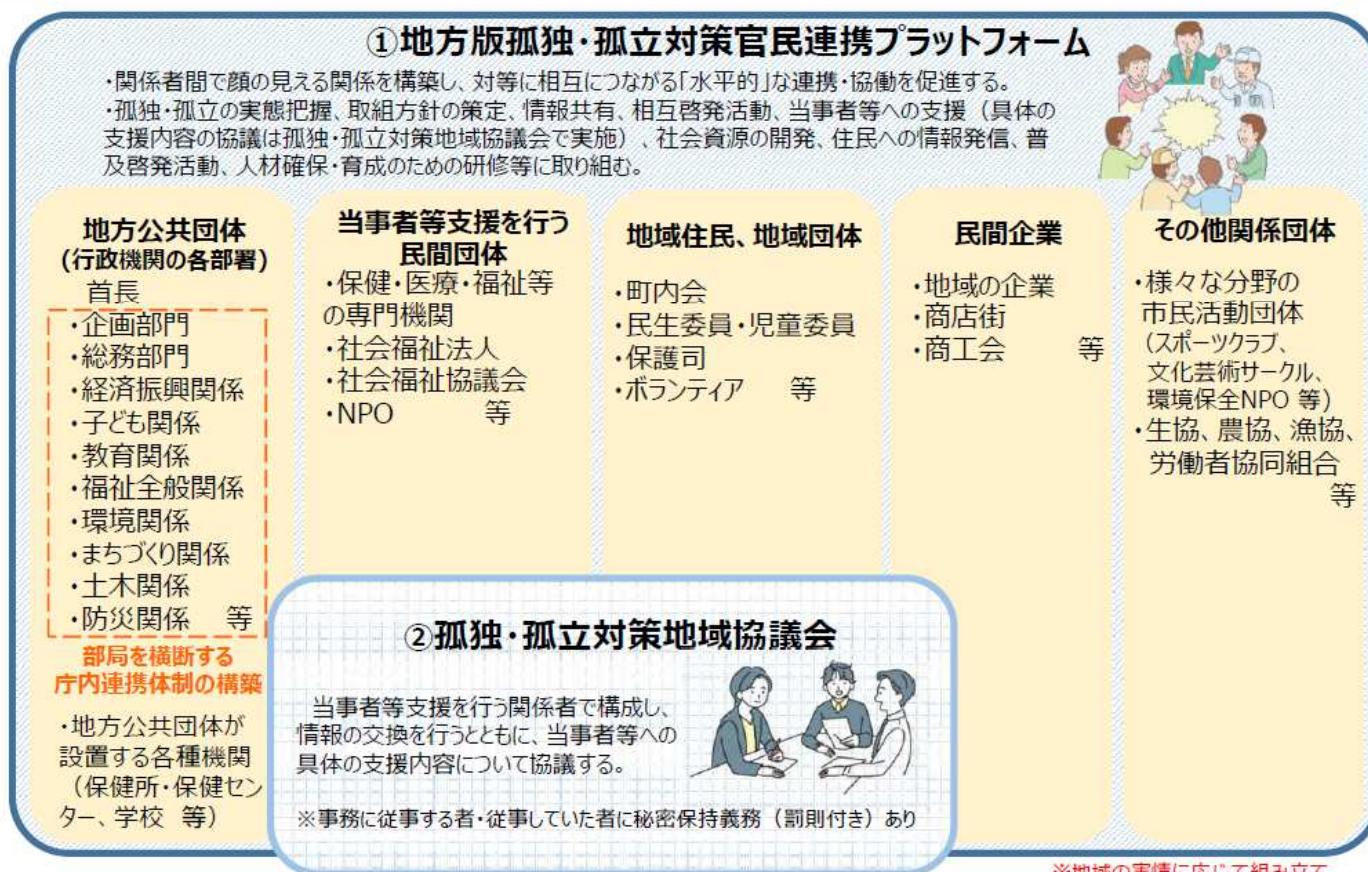
国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。



(参考) 孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の关心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一條 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

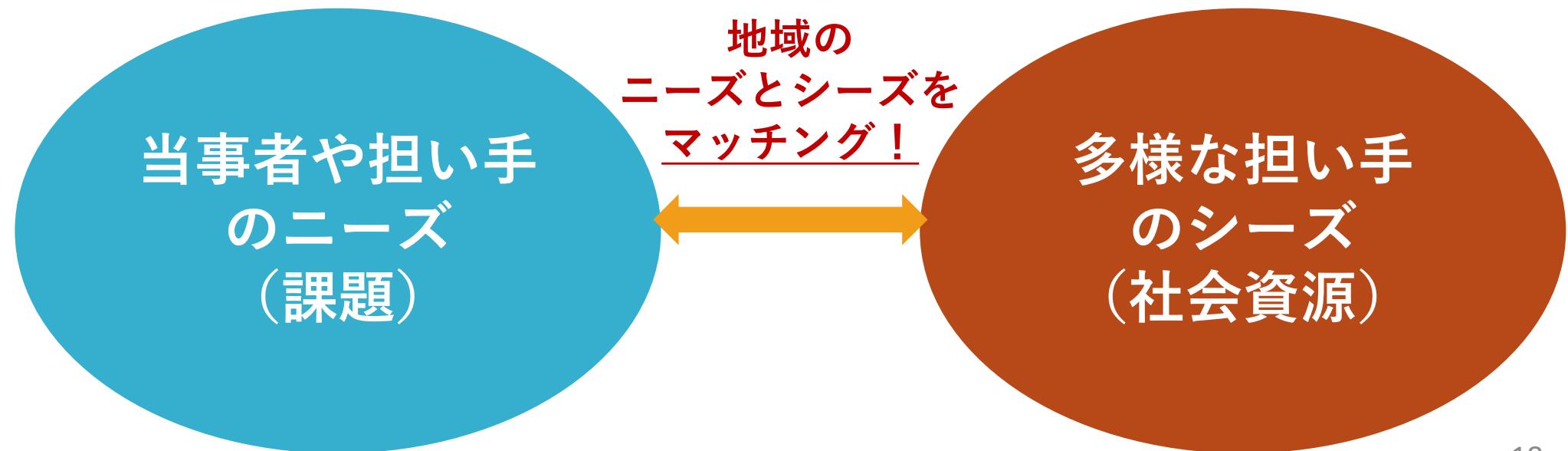
(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)

かながわつながりネットワークの活動

法の趣旨を踏まえ、地域の関係者（分野を越えた産学官民の主体）が
顔の見える関係でネットワークを構築し、水平的な連携・協働を推進
→緩やかなつながりのモデルを発掘・創出し、県内に普及



2. 県内の孤独・孤立の課題 [ニーズ把握]

県民ニーズ調査（基本調査）令和5年度結果

○調査概要

1. 調査地域 神奈川県全域
2. 調査対象 県内在住の満18歳以上の方3,000人
3. 有効回収数 1,241件

○調査結果

「誰もが地域で孤立することなく、困ったときに助け合えるつながりを持っていること」への満足度は次のとおりであった。

- 満足度が「十分」または「かなり」満たされているとの回答は、11.4%であり、地域で孤立することなく、つながりを持つことへの満足度が低いことがうかがえる。

十分	かなり	どちらとも	あまり	ほとんど	分からぬ	無回答
1.3	10.1	45.9	20.4	8.4	10.8	3.1

NPO等の支援団体や企業等へのヒアリングから見える課題

○調査概要

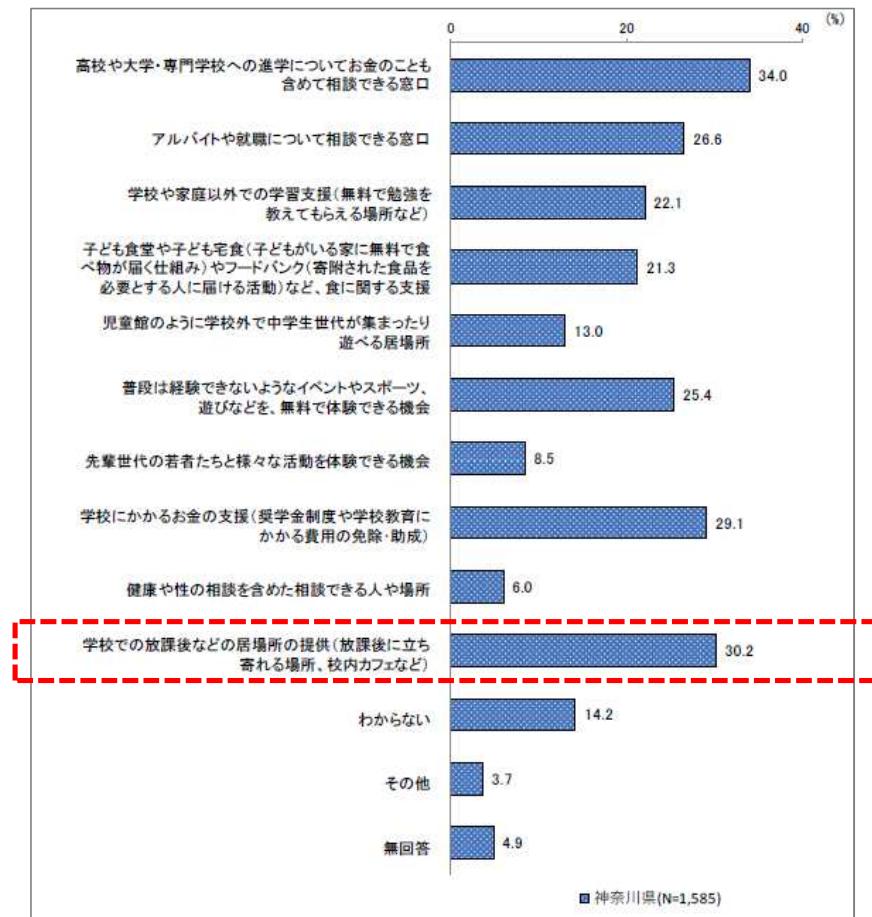
1. 件数 18団体（令和6年4月30日現在）
2. 対象 生活困窮、孤独・孤立、SDGsに係る活動に取り組むNPOや企業等
3. 概要 支援対象者や地域との“つながり”や孤独・孤立についてヒアリングを実施

○結果概要（一部）

- A) 進学、就職、出産、介護、退職、死別などライフステージの変化によって、孤独・孤立に陥ってしまう方がいる。それをきっかけに、状態が長期化するケースもあり、早期に地域や社会とのつながりをつくることが重要である。
- B) 「孤独・孤立」にあると認識・明言する当事者は少ない。また、いわゆる「支援」という形を望んでいないことがある。支援と銘打ってではなく、当事者が地域の中で横のつながりを広げていくことが自立につながる。
- C) 資金や人脈、ノウハウや実績はないけれど、地域でつながりの“場”を作ろうとする人たちを、社会全体で応援する土壤づくりが必要である。
- D) 自然体で緩やかに繋がることのできる居場所や支援団体が地域にあることを、当事者に対しても、また行政等の支援機関に対しても情報発信していく必要がある。
- E) 連携には、担い手同士が顔の見える関係でつながることが必要である。
- F) 「孤独・孤立」という言葉が、福祉の専門的用語に捉えられ、自分事化が難しい。また、各々でイメージが異なる。対象は広範囲であろうが、普及や活動にあたっては事例や個別テーマの設定も必要である。
(例：職場での孤独・孤立や若者の社会参加や就労に向けたつながりづくりなど)
- G) また、行政の旗振りの元、特定の課題やニーズに対して、互いのシーズからできることを考えて、行政区域を越えて、具体的な連携につなげていけることよい。
- H) ケースごとに課題は多様で複合的であり、深刻度も異なる。
また、行政ができること・できないこと、民間ができること・できないことがある。
ケースや段階に応じて、行政によるフォーマルな支援と地域によるインフォーマルな支援など、多様な担い手が、各々にできることを持ち寄った役割分担による連携が重要である。

(参考) 令和5年度「子どもの生活状況調査」(オブザーバーから情報提供)

- 中学生が希望する行政支援として、相談窓口の他に、学校での放課後などの居場所の提供を挙げている。



参照：令和5年度子どもの生活状況調査報告書概要版より抜粋

緩やかな“つながり”づくりの促進に向けた方策（案）

NPO等の支援団体や企業等へのヒアリングで見えてきた課題への対応策（案）

1. 地域の緩やかな“つながり”の取組開拓

当事者が、地域での居場所や緩やかな“つながり”にアクセスできるように、
緩やかな“つながり”に関する取組（事例）を収集し、県ホームページ等によって情報発信する。

2. 多様な地域の担い手の連携によるモデルづくり

地域や当事者から、つながりづくりや孤独・孤立対策に係る課題やニーズを収集するとともに、
産学官民など、多様な担い手が有する社会資源とのマッチングを図り、連携によるモデルを創出し、情報発信する。

3. 地域の担い手同士の“つながり”づくり

かながわ生活困窮者自立支援ネットワークやかながわSDGsパートナーなど、他の既存ネットワークと連携して、
NPOや企業等、多様な担い手に、かながわつながりネットワークへの参画を広く呼びかけるとともに、
ネットワークの場や学習会などを通じた顔の見える関係性構築を図る。

4. “つながり”的「場」をつくる人材を応援する土壤づくり

社会全体で“つながり”的「場」をつくろうとする地域人材の育成や応援の土壤づくりを行う。

5. 孤独・孤立を自分事に捉えるための普及啓発

ホームページやポスター等の広報物を活用し、上記かながわつながりネットワークの取組みを発信するとともに、
孤独・孤立を自分事に捉えるための普及啓発を行う。



当ネットワークを通じて取組みを検討・具体化していく

3. 地域の“つながり”の取組事例 [シーズ把握]

コミュニティ冷蔵庫「フリーゴ」でフードシェア（横浜市鶴見区）

誰でもいつでも食品を入れたり受け取ったりできる冷蔵庫。利用の登録は不要。お中元で余ったお菓子や果物のおすそ分けのほか、最近では雑貨などやりとりもあるとのこと。コロナ禍から間もない2020年6月に開始。食品ロス削減が目的だが、“食べられない人を減らしたい” “優しさの連鎖を子どもたちにつなぎたい”との熱い思いも。



(株)木曽屋の中西さん(管理者)をインタビュー

子ども達に朝食の無償提供などの活動もやっている中西さん、フリーゴを始めたきっかけは？イギリスの街中でリンゴやパンなどを冷蔵庫でシェアしている光景をテレビ番組で紹介していて、素敵！うちの町でもできたらいいな、と思いました。で、たまたまKIRINの自動販売機の配達担当の方に相談したら、何と数日後に冷蔵庫を持ってきてくれました。

良かったことは何ですか？

コロナ禍で失業した方から、「ありがとうございます。助かりました」とメッセージをいただいたり。お中元の余ったゼリーを提供した方が、「ゼリーが減っていくのが嬉しくて何度も冷蔵庫の前を通って確認した」とも。どちら側も温かい気持ちになりますよね。

フリーゴをやっていて、困ったことはありましたか？賞味期限の管理とか

どばっと持っていく人もいますが、必要とされているのであれば、まあいいかと思います。賞味期限については、これまでトラブルはありません。そもそも、賞味期限切れで廃棄なんてこと続けていたら、この先フードロスなんてなくなりません。

大らかさを大切にされているのですね。今後の展開は？

海外では、レストランが残った料理を無償で配ったりしている。日本人は「本業が儲からなくなる」と発想しがちですが、むしろ店の評価は上がり、売り上げは下がらないんです。日本でも広がってほしいです。あとは、役所にも置けるようになるといいですね。

フリーゴの所在地：横浜市鶴見区鶴見中央4丁目7-15 KISOYA ラ カンパーナ（株式会社木曽屋が管理）

老若男女 誰でも自然体で立ち寄れる「喫茶ランドリー」（座間市）【資料3】

小田急が手掛けるリノベ団地（ホシノタニ団地）1階に佇む、喫茶のあるランドリー。団地の人だけではなく、他のエリアの方も立ち寄れる場にすることで、資本では実現できない新たな価値を見出している。メニューは本格的で、お腹もしっかり満足させてくれる。

(株)グランドレベルの田中さん(経営者)をインタビュー



インタビュー時、県立座間高校
美術部＆文芸部生徒の作品が展
示



田中さん曰く「どなたで
もやってみたいことをや
る場所にしたいですね」

大切にしていること、工夫していることはありますか？

コペンハーゲンで、ランドリーのある喫茶店を訪れ、全く属性の異なる人たちがくつろぐ風景にショックを受けました。日本の「ビジネスマン向け」「30代女性向け」みたいな属性、縦割りには違和感を感じます。だから、特定の属性を感じさせない工夫、誰でもそれぞれに自由でいられる空間を大事にしています。交流が半強制的になりそうなので、あえて「コミュニティ」というワードは使いません。あとは、役に立たないけど心地よい生活の工夫、たとえば昭和の黒電話にレースカバーみたいな気配りも大きな意味があると思っています。

行政ではなかなか臨機応変にできないようなことをやってくださっているんですね

自分が年をとって動けなくなった時、ダサい場所で生きるのは嫌。だから、自分で手作りの公民館のようなものを作りたいと思っていました。それをマイパブリックと呼んでいますが、「良いこと」というより「好きなこと」、「正しいこと」というより「楽しいこと」という意識でやっています。行政が作ると一枚岩でも、民間は無数の可能性がある。色んな人の色々な公共ができるといいですね。

色々な地域に広がるといいなと思います。これから始めたい人にアドバイスなどお願いします

稼ぎたいという目的には直接的には合わないと思います（「稼げない」のではなく、「稼がない場所」と決めてやっています）。マネタイズに走ると目的がぶれてしまう（自分は誰かをとりこぼさないことを重要視しているわけではありません。自分が作りたい場所を作って、それが合わない人をとりこぼすことは、自然なことだと思っています）。自分は別に本業があり、低空飛行の実験場みたいなもの。そこを理解していないでやると矛盾が生じてしまう。

4. 多様な地域の担い手の連携によるモデルづくり [意見交換]

5. 普及啓発に係るキャッチフレーズ及び広報について

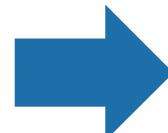
普及啓発（令和6年度キャッチフレーズ）

(資料5)

A案 : つながろう かながわ

B案 : みんなで支え合おう かながわ

C案 : あなたの声を聞かせてください



キャッチフレーズをもとに、ホームページや広報物を制作します。
HPのリンク掲載やポスター等の掲示など普及啓発への協力をお願いします。

広報物の例



ホームページ（さぽなび かながわ内）



ポスター・チラシ



ペーパー団扇